

熊本市工事検査規程

制定	昭和63年	1月	6日	建設局長決裁
改正	平成7年	8月	21日	建設局長決裁
	平成10年	1月	19日	建設局長決裁
	平成17年	5月	23日	建設局長決裁
	平成18年	4月	1日	総務局長決裁
	平成21年	9月	30日	総務局長決裁
	平成22年	8月	10日	総務局契約検査室次長決裁
	平成24年	3月	29日	総務局長決裁
	平成28年	3月	28日	総務局長決裁
	令和元年	6月	19日	総務局長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項の規定に基づいて行う工事の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査
- (2) 部分完成検査
- (3) 中間検査
- (4) 出来高検査
- (5) 清算出来高検査

(完成検査)

第3条 完成検査は、受注者から工事の完成の通知があったときに、当該工事の出来形及び品質等について行うものとする。

(部分完成検査)

第4条 部分完成検査は、受注者から指定部分（設計図書において工事の完成前に引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。）の工事の完成の通知があったときに、当該部分の出来形及び品質等について行うものとする。

(中間検査)

第5条 中間検査は、工事の途中において必要があるときに、使用材料及び工事施工方法の適否、現場管理並びに当該工事の出来形及び品質等について行うものとする。

(出来高検査)

第6条 出来高検査は、工事の完成前に、受注者から出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）の検査請求があったときに、当該出来形部分の出来形及び品質等について行うものとする。

(清算出来高検査)

第7条 清算出来高検査は、契約が解除されたときに、当該工事の出来形部分等について行うものとする。

(検査員)

第8条 検査は、次に掲げる者（以下「検査員」という。）が行うものとする。

- (1) 総務局契約監理部技術管理課検査室に属する職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めて命じた職員（以下「併任検査員」という。）又は専門的な知識を有する者で市長が検査を委嘱する者

(立会人)

第9条 検査は、当該工事の監督員並びに受注者又は現場代理人並びに主任技術者（監理技術者）及び必要に応じて専門技術者（以下「立会人」という。）の立会いのうえ行うものとする。

(検査の方法)

第10条 検査員は、契約書、設計図書その他の関係図書に基づいて、実地において検査を行うものとする。

2 検査員は、地下又は水中等で外部から検査をすることが困難な部分については、当該部分の施工中の写真その他の資料により検査を行うことができるものとする。

3 検査員は、検査のため必要があると認めるときは、出来形の一部を取り壊すことができるものとする。この場合において、取り壊した部分は、期限を定め受注者に受注者の費用をもって復築させるものとする。

(検査資料等の提供)

第11条 検査員は、検査を行うため必要とする資料、労力等の提供を受注者に求めることができるものとする。

(検査依頼)

第12条 工事担当課又は室の長は、検査を必要とする場合は、当該工事の担当課又は室の主査及び監督員が当該工事又は当該指定部分の工事の完成を確認した上で、検査依頼書を検査室長に提出するものとする。

2 前項の検査依頼書には、工事写真その他必要な図書を添付するものとする。

(検査の延期又は中止)

第13条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を延期し、又は中止することができるものとする。

- (1) 第9条に規定する立会人の立会いが得られないとき。
- (2) 天災等の不可抗力によって検査ができないとき。
- (3) 設計図書と出来形が著しく異なるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由があると認められるとき。

(検査結果の報告)

第14条 検査員は、検査を行ったときは、遅滞なくその結果について書面により検査室長に報告するものとする。

(工事の手直し指示等)

第15条 検査員は、検査の結果、工事の手直しを必要と認めるときは検査室長に報告するものとする。検査室長は、工事の手直しを必要と認めるときは、当該工事の受注者に期限を定めて書面で工事の手直しを指示するとともに、当該工事の担当課又は室の長に書面でその内容を通知するものとする。ただし、軽微な工事の手直しにあっては、口頭による指示及び通知をすることができるものとする。

2 検査員は、前項の規定による工事の手直しの完了を確認するために、当該工事の受注者に写真等を添えて書面で報告(当該工事の担当課又は室の長にあっては、手直しの完了を確認した旨の報告)をさせるものとする。

ただし、口頭により指示及び通知をしたものについては、口頭により報告をさせることができるものとする。

3 検査員は、前項の報告により工事の手直しが完了したことを確認したときは、遅滞なくその結果について書面により検査室長に報告するものとする。

(検査結果の回答)

第16条 検査室長は、検査の結果が合格となったときは、遅滞なくその結果について書面により当該工事の担当課又は室の長に回答するものとする。

(検査結果の通知)

第17条 市長は、検査(清算出来高検査を除く。)の結果が合格となったときは、遅滞なくその結果について書面により当該工事の受注者に通知するものとする。

(併任検査員が行う検査に関する規程の読替え)

第18条 併任検査員が行う検査に関しこの規程を適用する場合には、第12条第1項中「検査室長」とあるのは「併任検査員が所属する課又は室の長」と、第14条、第15条第1項、第15条第3項及び第16条中「検査室長」とあるのは「併任検査員が所属する課又は室の長」とする。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、工事検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月23日から施行し、改正後の熊本市工事検査規程は、平成17年4月1日以後、発注した工事から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行し、改正後の熊本市工事検査規程は、平成21年4月1日以後、発注した工事から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月11日から施行し、改正後の熊本市工事検査規程は、平成22年4月1日以後、発注した工事から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。